

なごや 市民活動通信



2019
4月号
No.75
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 NPO法人の組織運営の手引 会員管理編

センターニュース



社会課題解決推進イベント「ファーストキフ」を実施しました!

「ファーストキフ」って、どんな取り組み?

私たちの身の回りにあるいろいろな困りごとを解決しようと日々頑張っているNPOと市民のみなさんが交流する場をつくり、NPOの活動を知って、共感して、NPOを応援してもらいたい! というイベントです。

2018年度のメインイベントとして、2月23日に中区のナディアパークにて「ファーストキフ映画祭」を開催。ドキュメンタリー映画を中心に、6作品を上映しました。

映画を見た後は、映画を見に来た皆さんとNPOの皆さんとで話し合う「トークタイム」。映画を見て思ったことや感じたことを話し合いながら、私たちを取り巻く課題について、一緒に考えました。



チャリティイベント

3つのチャリティイベントを開催。総額18万円を超えるチャリティをファーストキフ参加NPOに配分しました。ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました!



■ 特 集

NPO法人の組織運営の手引 会員管理編



NPO法人の会員には、総会の議決権のある会員（＝「社員」と言います）と、総会の議決権のない会員（賛助会員、利用会員など）があります。今回は、総会の定足数にも関係する会員管理について特集します。

● 会員名簿を作ろう

総会を有効に成立させるためには、社員の出席者数が定足数を満たすかどうか、総会の前に確認しておく必要があります。社員は何人であり、そのうち何人が総会に出席するのか。欠席する社員から委任状の返送はあったかどうか。総会に向けてこれらの情報を把握するためにも、会員名簿を作成しましょう。

● 自分の団体の定款を確認しよう

確認するのは、主に以下の項目です。多くのNPO法人では、会員についての条文は第3章、総会についての条文は第5章にまとまっています。以下の5つのことを把握したうえで社員の人数を確認しましょう。

- 会員の種別
- 会員の入会・入会金及び会費
- 会員の資格の喪失
- 会員の退会・除名
- 総会の定足数



● 社員（＝議決権のある会員）の人数を確認しよう

社員の名称は法人によって様々ですが、多くのNPO法人では「正会員」という名称を使用しています。定款で社員の入会・退会に関する条文を確認し、資格喪失の事由に該当する場合は名簿から除外し、社員の人数を確定させます。総会の開催にあたっては、総会の定足数と照らして、社員総数のうち何人の出席が必要なのか把握します。

● 会員管理規程をまとめてみよう

会員管理に関する運用上のルールについて定款に定める必要はありませんが、担当者によって判断が変わらないよう、団体内で運用されているルールを明文化し、内部規程として組織内で共有しておきましょう。会員管理規程を定める場合には、定款にもとづき理事会または総会で議決します。

■ 明文化しておくといルール例

● 会員の種別	・「正会員」「賛助会員」「利用会員」など
● 会費の額	・会員の種別に応じて会費の額はどうか ※ 会費の額は多くのNPO法人で総会の議決事項となっています。定款をご確認ください
● 年度途中の入会	・いつを入会日とするか ・年会費は全額納めるのか月割で納めるのか
● 会員資格期間	・年会費を納めた日から1年とするのか、会費を納めた日に関わらず事業年度毎に切り替えるのか

この手引は、平成29年度名古屋市NPOアドバイザーのみなさん、NPO法人ボラみみより情報局、NPO法人ボランタリーネイバーズに監修していただいたものを、名古屋市市民活動推進センターが改訂したものです。（初出：『なごや市民活動通信』2018年4月号）

NPO法人向け 伝言板

◆市税の減免申請／登記事項の変更について◆

◆市税の減免に関する申請をお忘れなく◆

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。2019年の均等割申告書の申告納付期限は、ゴールデンウィーク明けの【5月7日】です。

主たる事務所が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	(052) 959-3305
西・中村・中川・港	ささしま市税事務所	(052) 588-8006
昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	(052) 324-9806

◆登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく◆

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。変更する内容によって期限が異なりますのでご注意ください。

登記事項	期 限
法人の名称・事務所所在地・目的・事業内容等	主たる事務所の所在地は2週間以内
代表権のある役員の名・住所等	従たる事務所の所在地は3週間以内

登記を怠ると、理事、監事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。なお、「資産の総額」については、平成30年10月1日以降登記は不要となりました。「資産の総額」の登記が不要となる代わりに、平成30年10月1日から貸借対照表の公告が必要となりましたのでご注意ください。

◆登記に関する問い合わせ及び書類の提出先◆

- 名古屋法務局(本局) ※名古屋市内のNPO法人の場合
- ・住所: 名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館)
- ・電話: 052-952-8111(音声ガイダンスにつながります)



1月の設立認証NPO法人

名 称	目 的
古野流空手道 古瀬間塾 [港区]	広く一般市民に対して、日本伝統武道の空手道を広め、社会の平和と発展に貢献する事業を行い、特に明日の世界を担う子供たちへの武道教育を通して、健康な体と健全な精神を養い、自信と勇気と行動力を持った真のリーダーを育成し、障害を持った人々を含め、すべての人々が自信を持って、自立して行ける社会を作ることを目的とする

1月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：881法人 認定法人数：27法人 特例認定法人数：0法人





市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内

4/19 [金] NPO法人書類作成講座

→ 14:00~16:00

所轄庁に提出する書類の作り方を説明します。事業報告や役員変更、定款変更を行う前にどのような書類を用意しなければいけないのか、確認しておきましょう。

- 対象：名古屋市内にのみ事務所を置くNPO法人の事務を担う方等
- 定員：50名
- 講師：市民活動推進センター職員
- 参加費：500円
- 申込方法：窓口または電話、FAX、電子メールにてお申込みください。
FAXおよび電子メールの場合は、「講座名」「参加者の氏名(ふりがな)」「NPO法人名」「参加者の電話番号」を明記してください。

ゴールデンウィーク(4月27日(土)~5月6日(月))中の開館時間について

市民活動推進センターのゴールデンウィーク中の開館時間は以下のとおりです。

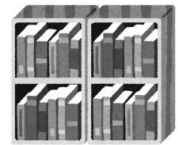
4月27日(土)	9:00~21:30	4月30日(火)	9:00~18:00
4月28日(日)	9:00~18:00	~5月5日(日)	
4月29日(月)	休館	5月6日(月)	休館



市民活動推進センター 新着図書のご案内

市民活動推進センターの図書コーナーでは、市民活動に役立つボランティア・NPO関係の図書や資料を揃えています。図書コーナーの図書は、無料で閲覧いただけるほか、1人1回につき2冊までを最大14日間貸し出しできます。ぜひご利用ください。

今回は新着の一部をご紹介します。



タイトル	著者・編者	出版社
SDGsの基礎： なぜ、「新事業の開発」や「企業価値の向上」につながるのか？	事業構想研究所	事業構想大学院 大学出版部
「参加の力」が創る共生社会： 市民の共感・主体性をどう醸成するか	早瀬昇	ミネルヴァ書房
ブラックボランティア	本間龍	KADOKAWA
災害ボランティア入門：実践から学ぶ災害ソーシャルワーク	山本克彦	ミネルヴァ書房
税理士/公認会計士必携 NPO法人実務ハンドブック： すぐに役立つ会計・税務の事例詳解 新版	NPO会計税務専門家 ネットワーク	清文社

名古屋市民活動推進センター
 問合せ・申込先 TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073 E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
 URL: <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

スタッフのつづき

スタッフ：細井

いよいよ新年度。そしてあと一か月もすると「平成」が終わり、新元号…。次の時代はどんなものになるのでしょうか？ 見るもの、聴くもの、感じるもの、いろいろなものが新しくなったり、環境が変わったり。いろいろな刺激を受けながらも、これからもマイペースに成長していきたいなあ、と思う今日この頃です。



イラスト協力：加藤舞美